

東松島市 インターネット公売 - 落札後の注意事項

●権利移転手続き

入札終了後に東松島市が落札者などへメールにて、落札した公売物件の売却区分番号、執行機関の所在および連絡先などをお知らせします。また、その後の手続きについても同メール内にてお知らせいたしますのでご確認ください。

■必要な費用

動 産

- ・落札価額－公売保証金額

自 動 車

- ・落札価額－公売保証金額
- ・自動車検査登録印紙相当額

不 動 産

- ・落札価額－公売保証金額
- ・登録免許税相当額

ご 注 意

- ・必要な費用は、一括で納付してください。また、買受代金納付期限までに、東松島市が納付を確認できる必要があります。
- ・上記以外に必要な書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。

■必要な書類

動 産

- ・東松島市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの
- ・住所証明書
 - －落札者が法人：商業登記簿謄本
 - －落札者が個人：住民票など
- ・保管依頼書兼同意書（保管を希望して東松島市役所事務所等で商品を受け取る場合）
- ・送付依頼所見同意書（商品の送付を希望する場合）

自 動 車

- ・東松島市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの
- ・住所証明書
 - 落札者が法人：商業登記簿謄本
 - 落札者が個人：住民票など
- ・所有権移転登録請求書
- ・自動車保管場所証明書
- ・移転登録等申請書（第1号様式（OCRシート））など
- ・自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書
- ・郵便切手 1500 円程度（ただし、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が東北運輸局宮城運輸支局以外の場合のみ）

不 動 産

- ・東松島市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの
- ・住所証明書
 - 落札者が法人：商業登記簿謄本
 - 落札者が個人：住民票など
- ・所有権移転登記請求書
- ・共有合意書（共同入札の場合のみ）
- ・権利移転の許可書または届出受理書（農地の場合）
- ・郵便切手 1500 円程度

ご 注 意

- ・上記書類は、買受代金納付期限までに東松島市へ提出してください。

■物件の権利移転について

動 産

- ・直接引き渡し

⇒東松島市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。引渡場所が東松島市の事務所以外である場合は、東松島市が「売却決定通知書」を交付しますので、引渡場所で保管人に提示し、公売物件を引き取ってください。引渡場所は、物件詳細ページで確認してください。

なお、引渡場所に東松島市職員は同行しません。

- ・宅配便などで引き取る

⇒東松島市が買受代金の納付および必要書類の到着を確認した後に、公売物件を発送いたします。なお、送付費用は落札者の負担となります。また、公売物件が美術品などで特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ東松島市に相談してください。

自 動 車

・権利移転手続き

⇒東松島市は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（登録）を行います。

・直接引き渡し

⇒東松島市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。売却決定後（入札終了日の7日後）、東松島市が代金納付確認をした後に引き取りが可能となります。買受代金納付期限の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。

（詳細は落札後にメールなどで説明します）

不 動 産

・権利移転手続き

⇒東松島市は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（不動産登記の嘱託）を行います。開札日から所有権移転の登記手続き完了までは、1か月半程度の期間を要します。

なお、東松島市は落札者への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、実際の引き渡しは行いません。

ご 注 意

- ・自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局および自動車検査登録事務所が、前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。

■落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続きを行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が買受代金の支払いまたは公売物件の引き取りを行えない場合、代理人が買受代金の支払いまたは公売物件の引き取りを行えます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑証明および代理人の本人確認書面が必要となります。

ご 注 意

- ・落札者が法人で、法人の従業員の方が支払いまたは引き取りを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

■権利移転の時期

買受代金を納付した時点で、その物件の所有権などの権利は落札者に移転します。

※ただし、公売物件が農地の場合は都道府県知事などの許可などを受けた時点となります。

●重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担

- ・買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難および焼失などによる損害の負担は、落札者が負うことになります。

契約不適合責任

- ・東松島市は公売物件について契約不適合責任を負いません。

引き渡し条件

- ・公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。

執行機関の引き渡し義務

- ・「売却決定通知書」を保管人に提示して引き渡しを受ける場合 東松島市は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売物件の引き渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引き渡しを受けてください。当該保管人が現実の引き渡しを拒否しても東松島市は現実の引き渡しを行う義務を負いません。

公売物件が不動産の場合

- ・東松島市は落札者への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引き渡しの義務を負いません。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引き渡しなどは、すべて落札者自身で行っていただきます。また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行っていただきます。

返品・交換

- ・落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。

保管費用

- ・買受代金納付期限日に公売物件を引き取らない場合、保管費用がかかることがあります。

落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合

- ・買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。
 - ・買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続きは停止します。手続きの停止中は、落札者は買受を辞退できます。辞退した場合、納付された公売保証金は全額返還されます。
- ※公売保証金の返還には、4週間程度かかることがあります。

ご 注 意

- ・入札方法が入札形式による公売で、公売物件が不動産などの場合、売却決定を受けた次順位買受申込者も落札者に含みます。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ先

宮城県東松島市 市民生活部税務課 収納対策係

メー ル：zeimu-koubai@city.higashimatsushima.miyagi.jp

電 話：0225-82-1111（内線 1143）

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時